

【このとりマリン基金 世帯総収入上限額 算定表】

1. 人数割り

年 齢	0～2歳	3～5歳	6～11歳	12～19歳	20～40歳	41～59歳	60歳～
一人当たりの基準額	21,900	27,350	35,570	44,080	41,270	39,180	37,100
対象者人数							
小計 (基準額×人数)							
人数割り合計							

2. 世帯割り

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	
基礎額	194,430	212,400	230,590	251,560	257,900	264,340	
世帯割額 (世帯人数に応じた基礎額をそのまま記入)							

3. 患者加算

卵子保存・生殖補助医療
23,340

患者加算の額
23,340円

4. 医療費加算

卵子保存・生殖補助医療
800,000

医療費加算額
800,000円

例: 25歳患者・18歳弟・57歳父・53歳母 4人世帯の場合

<人数割り>
 (12～19歳) (20～40歳) (41～59歳)
 $44,080 + 41,270 + 39,180 \times 2 = 163,710$ 円
 弟 患者 父母

<世帯割>
 4人世帯なので 251,560円

163,710(人数割り) × 12 = 1,964,520
 251,560(世帯割) × 12 = 3,018,720
 23,340(患者加算) × 12 = 280,080
 医療費加算 800,000 収入上限額 **6,063,320円**

世帯総収入 上限額

項 目	(円)
1. (人数割り合計) × 12カ月	
2. (世帯割り合計) × 12カ月	
3. (患者加算の額) × 12カ月	280,080
4. (医療費加算) × 1回	800,000
合 計 (世帯総収入上限額)	

世帯総収入が上の算定表で得られた世帯総収入上限額を超える場合は対象外となります。

(所得控除前の支給総額です。各種年金、各種児童手当、傷病手当金、株式譲渡所得、自営業者の青色申告特別控除額等も収入とみなします)